港湾局からのお願い

～川崎港内の港湾施設への立入禁止について～

川崎市が管理する港湾施設は、国際航海船舶の保安や港湾荷役作業等に安全を確保するために、一般の立ち入りを禁止しています。釣りなどの目的で、防波堤や護岸などの港湾施設に立ち入ることは危険ですのでお止めください。

防波堤や護岸などの施設は、港湾施設の保全のために設置されたもので、一般の方の立ち入りを想定した構造になっていません。天候の急変等により高波が発生する危険性があるとともに、防波堤や護岸から海面に転落した場合は、不慮の事故につながる可能性があります。

これまでも、施設に立入禁止の看板を設置し、注意を喚起してまいりましたが、市民の皆様の安全を確保するための対応ですので、引き続き、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、川崎港には、安全に釣りなどを楽しんでいただける東扇島西公園がございますので、御利用ください。

＜川崎港内で釣りができる施設＞
◎東扇島西公園（川崎区東扇島９４－１）
https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-6-3-8-0-0-0-0-0-0.html

問合せ　港湾局川崎港管理センター港営課
電　話　277-5533
メール　58kouei@city.kawasaki.jp